

令和4年1月17日  
初等中等教育局

## 道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業 公募要領

### 1. 事業名

道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業

### 2. 事業の趣旨

平成27年3月27日の学習指導要領一部改正等において、従来の「道徳の時間」を「特別の教科 道徳」と新たに位置付け、問題解決的な学習などの指導方法の工夫を図ることとしたことなどを踏まえて、「考え、議論する道徳」へと質的転換を図るため、改正学習指導要領を踏まえた効果的かつ多様な指導方法の普及等による教員の指導力向上、家庭・地域との連携強化などの地域の特色を生かした取組を推進するとともに、その結果得られた道徳教育に関する成果等について全国的な発信を行う。

また、平成30年3月、高等学校学習指導要領を改訂し、人間としての在り方生き方に関する教育として、学校の教育活動全体として行う高等学校における道徳教育の充実に図ったことを踏まえ、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開する取組を推進する。

### 3. 委託契約期間

委託を受けた日から令和5年3月10日までとする。

### 4. 事業の内容

上記2に示す趣旨の下、下記5に示す対象に公募を行い、以下の（1）から（4）のうちから内容を選択して行う。特に、（1）及び（2）の内容を行う場合には、平成30年度から小学校において、令和元年度から中学校において「特別の教科 道徳」が全面実施されて数年が経過したことを踏まえ、更なる道徳教育の充実に進める上で、各地域や学校が抱える課題の明確化とその改善のために効果的かつ必要性の高い取組を行うこと。

なお、（1）の内容を申請する都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、中核市教育委員会にあっては、（2）の内容についても必ず併せて申請するものとする。

#### （1）地域の特色を生かした小・中学校における道徳教育の取組

具体的な取組内容は、以下のとおりとする。（複数選択可）

なお、いずれの取組も新学習指導要領（平成29年3月31日告示）や学習指導要領解説（平成29年7月）の趣旨を踏まえて行うこと。また、道徳科の趣旨を踏まえた指導と評価に関する取組、検定教科書及び教材並びに外部講師等を計画的に活用するための年間指導計画等の策定・改善に資する取組も併せて行うこと。

- ① 道徳教育に係る外部講師派遣
- ② 家庭・地域との連携による道徳教育の取組
- ③ 道徳教育用教材を活用した道徳教育の取組
- ④ その他、地域の実態や課題に応じた特色ある道徳教育の取組

(2) 「道徳教育パワーアップ研究協議会」の開催

学習指導要領の趣旨の周知をはじめ、道徳教育の充実を図る上での各地域や学校が抱える課題とその改善方策についての共有、成果の普及や好事例の展開を図るため、研究協議会を開催する。その際、地域の実情を踏まえつつ、「考え、議論する道徳」への質的転換に係る現状での課題とその対応、年間35時間を見通した検定教科書の活用による指導と評価等について協議等を行うこと、(1)の取組の成果等についても紹介し、共有することが望ましい。なお、会の規模や開催方法、参加対象、内容等については、各都道府県等の実情に応じて企画すること。

また、当該協議会における成果等については、可能な限り広く他地域等からも参照可能な形で公表することが望ましい。

(3) 道徳教育の抜本的改善・充実に係るシンポジウム等の開催

学習指導要領を踏まえ、道徳教育について、教員や保護者、教育関係者などがそれぞれの立場から考え、議論するためのシンポジウム等を開催し、その成果の共有・普及を図る。なお、文部科学省や教育委員会との連携を密にし、新学習指導要領の趣旨の実現に資する内容で行うこと。

(4) 高等学校における道徳教育の取組

受託団体及び受託団体が指定する学校における道徳教育について、校長の方針の下、全教師による協力体制を整えるための道徳教育推進教師の役割及びその取組について検討するとともに、道徳教育の全体計画に関する以下の事項について取りまとめること。

○ 令和4年度の全教師による協力体制を整えるための道徳教育推進教師の役割及びその取組

○ 令和4年度の道徳教育の全体計画に基づく取組概要及び取組の成果と課題

○ 令和4年度の成果と課題を踏まえた令和5年度の道徳教育推進教師の役割及びその取組概要

○ 令和4年度の成果と課題を踏まえた令和5年度の道徳教育の全体計画に基づく取組概要

※ 全体計画の作成に当たっては、公民科の「現代社会」（令和4年度入学生からは「公共」）及び「倫理」並びに特別活動が人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることに配慮したものとすること。

## 5. 公募対象

(1) 上記4(1)の対象

都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、中核市教育委員会、学校法人、附属学校を置く国公立大学法人

(2) 上記4(2)の対象

都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、中核市教育委員会

(3) 上記4(3)の対象

法人格を有し、申請事業について、文部科学省や教育委員会と連携する、又はこれまでに文部科学省や教育委員会と連携した実績を有する団体（以下、「団体等」という。）ただし、次の①～④の要件を満たすことを条件とする。

① 定款、寄付行為又はこれらに類する規約等を有すること。

② 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。

③ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。

④ 団体等の本拠としての事務所を有し、本事業の実施に当たり、職員が常駐

していること。

(4) 上記4(4)の対象

都道府県教育委員会，指定都市教育委員会，学校法人，附属高等学校を置く国公立大学法人

6. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお，未成年者，被保佐人または被補助人であつて，契約の締結のために必要な同意を得ているものは，同条中，特別の理由がある場合に該当する。

(2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

7. 公募の手続きに関する事項

(1) 提出書類

- 【様式1】「実施計画書」（なお，4(1)，(2)及び(3)を申請する団体は【様式1-1】を，4(4)を申請する団体は【様式1-2】を使用すること）
- その他，教育委員会等の道德教育に関する方針，施策及び当該施策に係る予算がわかる資料（分量は精選すること。）
- 5の(3)に示す団体等においては，文部科学省や教育委員会と連携して実施すること，又は，連携して実施した実績を証明する書類
- 5の(3)に示す団体等においては，以下の書類（国公立大学法人及び学校法人を除く。）
  - ① 定款，寄付行為又はこれらに類する規約等
  - ② 団体等の直近の事業報告書，収支決算書又はこれらに類する書類
- 5の(3)に示す団体等においては，審査基準内にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は，その写し
- 誓約書（地方公共団体，国公立大学法人及び独立行政法人は提出不要）

(2) 提出方法

実施計画書等については，原則メールによる電子媒体で提出すること。ただし，メールでの送付ができない理由がある場合，紙媒体での提出を希望する場合は，紙媒体での提出も可。なお，提出にあたっては，下記の留意事項を踏まえること。

(留意事項)

・電子媒体で提出する場合

実施計画書等を1つのファイルとし，ファイル名を「〇〇県（〇〇市等）実施計画書」とした上で，PDF形式で下記(4)にあるメールアドレス宛に送付すること。

メールによる送付中の事故等による未着について，当方は一切の責任を負わない。

・紙媒体で提出する場合

実施計画書等は紙媒体で，6部（正本1部，副本5部）を郵送，または持参にて提出すること。その際，封筒に「道德教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」と朱書きし提出すること。なお，提出書類は返却しない。

学校法人については、所管の都道府県私立学校事務主管課で取りまとめの上、提出すること。

① 郵送

- ・簡易書留，宅配便等で送付すること。
- ・郵送中の事故については，当方は一切の責任を負わない。

② 持参

- ・受付時間：平日 10 時～18 時 15 分（12 時～13 時除く）
- ・持参中の事故については，当方は一切の責任を負わない。

③ その他

- ・実施計画書等に関する事務連絡先を明記すること。

(3) 提出期限

令和 4 年 2 月 16 日（水）（18 時 15 分必着）まで

(4) 提出先（問合せ先）

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程第一係

電話：03-5253-4111（代表）（内線 2903）

FAX：03-6734-3734

E-MAIL:kyoikuichikakari@mext.go.jp

(5) その他

書類の作成費用については、採択結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された書類については返却せず、提出後の資料の差し替え及び再提出は認めない。

公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。

8. 事業規模（予算）及び採択件数

(1) 上記 4 (1)，(2) 及び (3)

事業規模：総額 2.1 億円程度

採択件数：予算の範囲内において 60 件程度を採択予定

(2) 上記 4 (4)

事業規模：総額 0.3 億円程度

採択件数：予算の範囲内において 8 件程度を採択予定

※ 採択件数については、選考委員会において決定する。

※ 事業規模及び採択件数は、今後の予算の過程で変更する可能性があること、予算の範囲内において、取組内容に応じて調整させていただく可能性があることに御留意いただきたい。

9. 採択方法等

選考委員会（文部科学省に設置。）において、〔別紙〕に定める選考基準に基づき、書類選考を実施する。

選考終了後、30 日以内に全ての提案者に審査結果を通知する。

10. 誓約書の提出

(1) 本公募に参加を希望する者は、実施計画書等の提出時に、暴力団等に該当しな

い旨の別添の誓約書を提出しなければならない。

- (2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の実施計画書等を無効とするものとする。
- (3) 前2項は、地方公共団体、国公立大学法人及び独立行政法人には適用しない。

#### 11. 委託契約締結

選考・審査の結果、委託契約予定者と提出書類等を基に契約条件を調整するものとする。

なお、契約金額は、本公募要領8に示す事業規模及び【様式1】「実施計画書」の内容等を勘案して決定するものとし、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。

また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

- ※ 国の契約は、会計法により契約を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても契約締結後でなければ事業に着手できない。したがって、それ以前に採択者が要した経費についても国は負担することはないことに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

#### 12. スケジュール（予定）

公募開始：令和4年1月17日（月）

公募締切り：令和4年2月16日（水）

選考・審査：令和4年2月下旬～3月上旬予定

採択結果通知：令和4年3月下旬予定

契約締結：令和4年度予算が成立した場合に、成立以降の令和4年度の日付で順次締結

契約期間：契約締結日から令和5年3月10日まで

- ※ 契約締結後でなければ事業に着手できないため、【様式1】「実施計画書」作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

#### 13. その他

- (1) この公募は、令和4年度予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況等によっては、実施方法や経費、スケジュール等を変更する場合がある。
- (2) 事業に係る事項については、委託要項によるものとする。また、事業の実施に当たっては、委託契約書及び【様式1】「実施計画書」を遵守すること。
- (3) また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場合には速やかに発注者に届け出ること。
- (4) 選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出する必要があるため、事前準備を行うこと。
  - ・実施計画書（経費内訳を含む）
  - ・委託業務経費の積算根拠資料（謝金単価表、旅費規程、見積書など）
  - ・再委託に係る経費内訳
  - ・銀行口座情報

[別紙]

## 道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業の 採択に係る選考基準

### 1. 選考方法

文部科学省で設置した「道徳教育の抜本的改善・充実」事業選考委員会（以下、「選考委員会」という。）において、実施計画書等による書類選考を実施する。  
また、必要に応じて選考期間中に提案に係る追加資料の提出を求めることもある。

### 2. 評価方法

評価は、下記の①～⑥の項目ごとに5段階による評価とし、選考委員会の各委員が評価した結果の平均を当該提案者の得点とする。本公募要領5の（3）に示す団体等においては、下記の項目⑦で該当する得点をこれに加える。

1 2点以上の得点を得た者のうち、予算の範囲内で、本公募要領4に示す事業内容ごとに、得点の高い順に採択案件を決定する。ただし、評価項目①～⑥で得点が3点未満のものについては、提案内容の修正を採択の条件とする場合がある。

#### [評価基準]

大変優れている（大いに当てはまる）	= 5点
優れている（当てはまる）	= 4点
普通（おおむね当てはまる）	= 3点
やや劣っている（どちらとも言えない）	= 2点
劣っている（当てはまらない）	= 1点

- ① 新学習指導要領の趣旨を踏まえ、学校及び地域の現状・課題に対する的確な分析がなされ、妥当な目標が設定されており、国として支援する必要性が認められる。
- ② 本事業の趣旨及び目標に応じて成果を明確に把握できる検証方法が設定されている。
- ③ 本事業の成果について、域内の普及への体制が整いその手立てが具体的であり、成果の普及が期待できる。
- ④ 本事業の趣旨及び目標を実現するための具体的かつ適正な取組内容になっている。
- ⑤ 本事業が着実に実施される実施計画が立てられている。また、本公募要領5の（3）に示す団体等においては、文部科学省や教育委員会と密に連携を図った実施計画が立てられている。
- ⑥ 妥当な経費が示されている。
- ⑦ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有している。  
（※本公募要領5の（3）に示す団体等のみ）

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等

- ・ 認定段階 1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。） = 0.3 点
  - ・ 認定段階 2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。） = 0.6 点
  - ・ 認定段階 3 = 0.9 点
  - ・ 行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が 300 人以下のもの）に限る）（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ） = 0.1 点
  - ・ プラチナえるぼし認定 = 1.6 点
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）
- ・ くるみん認定 = 0.3 点
  - ・ プラチナくるみん認定 = 0.6 点
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定・ユースエール認定 = 0.6 点
- 上記に該当する認定等を有しない = 0 点

## 誓 約 書 (例)

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日  
住所（又は所在地）  
社名及び代表者名

※個人の場合は生年月日を記載すること

※法人の場合は役員の名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること